

志免町立小中学校 LED 照明設備賃貸借契約 仕様書

業務名

志免町立小中学校 LED 照明器具賃貸借

業務場所

別紙「業務場所一覧」を参照のこと。

業務目的

志免町立小中学校 5 校の校舎及び体育館一部の照明設備において、省エネ法に基づくエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の削減並びに経常的な電気料金及び維持管理経費の削減のため各施設における老朽化した照明器具等を LED 照明に更新することを目的とする。

業務内容

- (1) LED 照明器具等の調達（取替に必要な部品を含む）
別紙 1「LED 照明賃貸借一覧表」を満たした機器を調達する。
- (2) LED 照明器具等の取替工事
「照明器具等の取替工事」に基づいて作業
- (3) 更新にかかる廃棄処理等
既設照明器具の不要な機器の撤去及び処分、調達した機器等の設置時に取り外した機器等は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に従い、適切に撤去及び処分する。
- (4) LED 照明器具等の維持管理（賃貸借契約期間中）
障害発生時に緊急対応できる保守対応窓口を設けること。
- (5) 現場調査
照明器具の設置場所、数量、照明器具タイプ、アダプター等の必要有無、腐食状況等を調査し、発注者に報告する。
- (6) その他
個々の機器の設置が完了した時点から使用の開始を認め、賃貸借期間開始日までに障害が発生した場合、本施工に起因する障害である場合においては受注者の責において修復することとする。
- (7) 工事期間
契約締結日から令和 7 年 9 月 30 日まで
学校運営に支障をきたさない期間中に施工すること。
夏季休業期間令和 7 年 7 月 19 日から令和 7 年 8 月 27 日まで。
令和 7 年 9 月 30 日までに竣工検査を終えること。
- (8) 賃貸借契約期間
設備導入工事完了月の翌月から 10 年間
- (9) 照明器具には、本契約の賃貸借物品であることを判別しやすいようにラベル等を付すこととする。
- (10) 賃貸人は、契約期間終了時、設置した器具等を賃借人に無償で譲渡すること。
- (11) 照明器具等は、事前に機器図面等を提出し、発注者の承諾を得ること。
- (12) 万一の天井材のアスベスト含有の可能性を考慮し、交換する照明器具等は、既設の建物に配慮し、できる限り天井等建物の補修を伴わず交換可能な製品を選定すること。
- (13) 感染防止の観点から現場説明は実施しないこととする。入札に参加を希望する者は、別紙 1「LED 照明賃貸借一覧表」により、既設照明器具等の設置状況の確認を行うこと。

対象照明器具

別紙 1「LED 照明賃貸借一覧表」のとおり

照明器具の仕様等

- (1) 照明器具等は、すべて新品とする。
- (2) 照明器具等は、国内メーカーのものとする。
- (3) 照明器具等は、ISO9001（品質）の認証取得工場で製造していること。
- (4) 照明器具等は、ISO14001（環境）の認証取得工場で製造していること。
- (5) 照明器具等は、確実な省エネ効果を実現するため別紙1「LED照明賃貸借一覧表」に記載の光束、消費電力、固有エネルギー消費効率を全て満足する製品とすること。同等品として、下記キを満たしたうえで、光束値(lm)は規定数値以上かつ消費電力(W)は規定数値以下の製品は認める。
- (6) 照明器具等は、JIL5004「公共施設用照明器具」の「ベースライト形」「ダウンライト形」「確認外」のそれぞれに登録対応機種を有し、日本国内に本社を有するメーカーの製品とすること。
- (7) 黒板灯については1/2 ビーム角が120°以上、もしくは角度可変型であること。
- (8) 筐体の材質については難燃材であること。
- (9) 別紙1「LED照明賃貸借一覧表」に記載の光束、消費電力、消費効率を満足する製品とすること。賃貸借契約開始後に仕様を満たさない製品である事が発覚し、発注者より指摘等があった場合は、速やかに受注者の負担で入替を行うこと。（入替までに町が負担増となる電気代の支払いについては、別途協議事項とする。）
- (10) 各教室の照度に関しては「学校衛生基準」（平成30年3月30日告示第60号）に準拠すること。※教室以外は既存照度と同等以上の照度とする。
- (11) 製品の設計寿命は40,000時間、光束維持率70%以上の光源（LED）を使用すること。
- (12) 既設の灯具状況により、灯具交換も可とする。なおアスベストに関連する調査及び対策費については受注者の負担とし見積り金額には「みなし工事」としての費用も見込んでおくこと（別途追加等の要求は不可とする）。

LED 直管ランプ

- (1) 日本照明工業会が定める JLMA301「AC 直結 G13 口金直管 LED 光源・安全規格」に適合した製品であること。
- (2) ランプに電源を内蔵した製品とすること。
- (3) 既設器具の安定器をバイパス（切り離し）し、直接ソケットに給電するように施工し、電源内蔵型の LED 直管ランプに代替えること。
- (4) 既設安定器のバイパス（切り離し）を必要としない LED 直管ランプは不可とする。
- (5) 維持管理の観点より、ベースライトの電源部は光源部（ライトバー）側に内蔵されていること。
- (6) 一般的な蛍光灯器具に設置するランプの重量は(40W の場合 265g)以下とすること。

照明器具等の取替工事

- (1) 契約後、必要書類を速やかに作成し、発注者に提出し、施工方法等について協議すること。
- (2) 施工前に現場調査、回路調査等を十分に行い、作業を実施するものとし、調査等において仕様書との相違を発見した場合には、速やかに発注者へ報告し協議するものとする。
- (3) 取替工事に使用する雑材はすべて新品とする。
- (4) 取替工事にあたっての安全管理については、発注者と打ち合わせを行い、受注者の負担で作業場所とその近辺の安全確保に必要な措置を講ずること。
- (5) 取替工事において発生する軽微な工事、補修等については、本契約の作業範囲として実施すること。
- (6) 停電等、運営上必要な機能を停止する場合は、事前に発注者と調整し、事故及び紛争を防止すること。
- (7) 搬出入経路については、施設管理運営上の支障に留意し、発注者の承諾を得ること。

- (8) 作業者、運搬車等の車両の駐停車場所や、資材置場、荷捌き場、搬出物の仮置場等の発注者敷地内における必要な場所の確保については、事前に発注者の承諾を得ること。
- (9) 必要に応じて、通路・資材置場等の各部養生を行うこと。
- (10) 施工着手にあたって、受注者は、業務の一部を第三者へ委任する場合は、次に掲げる条件を準書するとともに町が指定する様式を着手日までに提出し、承認を得なければならない。委任先にあたっては、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づき、電気工事としての建設業の許可を受けていることとし、金額により管理技術者及び主任技術者（専任等を含む）の配置を行うこと。
- (11) 工事期間中は施設管理者と日程調整を行い、施設運営に支障のないよう工事工程、作業方法に配慮するものとする。
- (12) 夏休み中は体育館空調設置工事等、他の工事、点検の実施を予定しているため他の業務に干渉しないようにすること。
- (13) 作業時間帯の決定にあたっては、発注者の指示に従うこと。
- (14) 休校日及び勤務時間外作業は、事前に発注者に承認を得ること。
- (15) 作業中は粉塵の飛散に十分注意し、必要な養生を行うこと。
- (16) 作業終了後に床の清掃等を行うこと。
- (17) 取替工事の前後に当該照明回路の絶縁抵抗値測定を実施し、作業による抵抗値の異常な低下等がないことを書面にて報告すること。
- (18) 取替工事後は照度測定を実施し、その結果を書面にて報告すること。
- (19) 施工日時は、各施設の運営を加味し、発注者と協議のうえ、施工すること。
- (20) 撤去した既存照明器具、安定器、ランプ等の取扱いについては、関係法令を遵守し廃棄物マニフェストの写しを提出すること。PCB を含む安定器があった場合には、取扱いについては別途発注者と協議するものとする。
- (21) 本仕様に記載しない事項については、公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）最新版/国土交通省大臣官房官庁営繕部監修により補完する。
- (22) 設置における直管型 LED ランプの安全性の担保については、一般社団法人日本照明工業会が発行する「蛍光灯器具に取り付けできる直管 LED ランプの使用・照明器具改造に関する注意点」に準じて施工すること。
- (23) 劣化しているソケット、電線については交換し、必要であれば転落防止措置を施す等十分安全性を考慮した方法にて設置すること。
- (24) 取替工事に必要な資格については、第一種又は第二種電気工事士の資格を有する者とし、建設業法第 3 条第 1 項の規定に基づく電気工事業の許可を受けた事業者とする。
- (25) 本仕様に明記のない事項に疑義が生じた場合は、発注者と協議すること。

既存照明器具機器等の取り外し及び集積

- (1) 受注者は、既存照明機器等の取り外しを丁寧に行い、灯具・ランプ等に仕分けし、破損しないように指定場所へ集積した後、シート等を用意し養生すること。
- (2) PCB 含有の可能性ある機器を発見した場合は、ただちに発注者に報告するものとし、その後の対応については、発注者の指示に従うものとする。

物品の保守等

- (1) 保証期間は賃貸借満了までとし、その間に生じた不点灯や不具合等に係る費用（器具交換、部品交換、出張料金等）は落札事業者の負担とする。保証期間経過後の費用は発注者の負担とする。但し非常灯のバッテリーの故障など、一般的に消耗品としての扱いに当たるものに関しては、メーカーが定める保証期間内においての保守とする。
- (2) ランプ交換による既存ソケットの破損によって生じた損害は、落札事業者が対応するものとし、対応方法に関しては別途協議とする。
- (3) 不具合の申し出を受けて現地確認に伺った際、当不具合が本事業に起因しない場合において、本事業に起因しないことの特定については受注者の責任の範疇とする。但し、本

事業に起因しないことを特定した後、その修繕にあたって発注者の責任の範疇で行うものとする。

- (4) 設置作業終了後、不点灯や不具合等が発生した際の連絡先、担当者等を記載した体制表を提出すること。
- (5) 落札事業者は動産総合保険に加入することとし、万が一、事故が発生した場合は速やかに損害をてん補するものとする。動産総合保険の費用については、賃借料に含めるものとする。

物品の移動等

- (1) 発注者が照明器具の設置箇所を変更するときは、発注者の負担により物品の取外し、設置・調整を行うものとする。
- (2) (1) にあたり、機器の取外し、設置・調整に必要な情報を落札事業者は発注者に提供するものとする。
- (3) 今後、町内小中学校について大規模改修工事が予定されているため機器の取外し、移設が生じる可能性がある。

提出書類

受注者は取替工事にあたり、以下の書類を発注者に提出すること。

番号	提出書類	提出時期
1	施工計画書（作業員名簿・施工体制図）	工事着工前
2	実施工程表	工事着工前
3	機器構成一覧表	工事着工前
4	機器仕様書	検査時
5	照度測定一覧表	検査時
6	工事写真（施工前、施工後）※撮影箇所は協議	検査時
7	絶縁抵抗値結果（施工前、施工後）	検査時
8	廃棄物マニフェスト	検査時
9	アフターフォロー体制表	検査時

※照度測定箇所、工事撮影箇所は別途協議

予想されるリスクと責任分担

リスクの種類		リスクの内容	負担者	
			発注者	受注者
共通	制度の変更	法令・許認可の変更	○	○
	調達価格の高騰	リース物件等の調達価格の高騰		○
	金利の変動	金利の変動		○
	リース期間満了前の事業の中止	施設廃止など発注者の責・都合によるもの	○	
		受注者による事業撤退、破綻等によるもの		○
設置段階	敷地等の提供	施設運営に支障のない範囲内での施設敷地等の資材置場としての提供	○	
	資材の管理	施設敷地内等に資材置場を設けた場合の仮置きした物品・資材の管理		○
	不可抗力	天災等による設計変更・中止・延期	○	○
	安全性の確保・環境の保全	設置作業における安全性の確保及び環境保全		○
	第三者賠償	設置作業に起因する第三者への損害に対する賠償		○

	工事費増大	受注者の指示・判断によるもの。受注者の判断の不備・施工不良によるもの		○
		発注者の指示・判断による仕様変更によるもの	○	
	性能	仕様不適合（施工不良を含む）		○
	リース物件の損傷・障害	リース開始前におけるリース物件に生じた損傷・障害の内、発注者の過失に起因するもの	○	
		リース開始前におけるリース物件に生じた損傷・障害の内、上記以外のもの		○
	町有施設の損傷	設置作業に起因して施設に生じた損傷		○
	工事遅延・未完工	発注者の責による設置の遅延・未完工によるリース開始の遅延	○	
		受注者の責による設置の遅延・未完工によるリース開始の遅延		○
	保険	リース期間におけるリース物品の保守・保証に係るリスクを保証する保険		○
	リース物件の日常管理	リース物件に関する日常的な維持管理	○	
維持管理関係	安全性の確保・環境の保全	受注者がリース物件の保守・保証等のために行う現地での維持管理作業における安全性の確保及び環境保全		○
	第三者賠償	受注者がリース物件の保守・保証等のために行う現地での維持管理作業を原因として生じた第三者への損害に対する賠償		○
		リース物件の脱落・落下（発注者の責によるもの及び施設の瑕疵に起因するものを除く）、仕様不適合（施工不良を含む）、製品不良に起因する第三者への損害に対する賠償		○
	リース物件の損傷・障害	リース期間中におけるリース物件に生じた損傷・障害の内、発注者の過失に起因するもの	○	
		リース期間中におけるリース物件に生じた損傷・障害の内、受注者の責及び製品不良によるもの		○
		リース期間中におけるリース物件に生じた損傷・障害の内、落雷等の受注者の責及び製品不良によらないものの内、動産総合保険の保証範囲内のもの		○
		上記3項目以外であって天災等の不可抗力に起因するもの	○	○
	町有施設の損傷	受注者がリース物件の保守・保証等のために行う現地での維持管理作業に起因して施設に生じた損傷		○
		リース物件の不具合、施工不良、製品不良に起因して施設に生じた損傷		○